

## 設立の趣意書

日本と中国は、隣国として二千年以上の交流の歴史があります。今後も、日中友好は、社会生活のあらゆる面で、ますます重要になります。

日中友好は善隣友好の精神に基づき、平等、互惠の原則に従い、文化、経済、その他の民間交流を促進・発展させ、若い世代、子供世代に伝え広げていくことは、とても肝要なことであります。

私たちは、この視点から、思想、信条、宗教、政党政派の違いを超えて、日中友好を願う中央区に住む人々、働く人々の参加を得て、「東京都中央区日本中国友好協会」の設立をいたします。

この会は、日中共同声明と日中平和友好条約の精神を守り、発展させ、子々孫々、未来永遠にわたって両国民の相互理解と友好を増進するために努力します。また（社団法人）日本中国友好協会及び（NPO法人）東京都日本中国友好協会と連携し、首都東京の中央区という地域的立場・特色を生かし、中央区役所、各種団体と連携・協力し、日中友好を、地域、企業、草の根から、一層発展させる役割を果たします。

皆様におかれましては、この会の趣旨にご賛同いただき、是非とも、ご参加、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

設立日 2009年10月21日

## 活動の内容

設立趣意書を達成するため、下記の種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (5) 環境の保全を図る活動。
- (6) 国際協力の活動。
- (7) 子どもの健全育成を図る活動。
- (8) 情報化社会の発展を図る活動。
- (9) 経済活動の活性化を図る活動。
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

## その他の事業

特定非営利活動以外に、下記のその他の事業を行います。

- (1) 広告宣伝に関する企画、立案、斡旋事業。
- (2) 物販に関する企画、立案、斡旋事業。
- (3) 芸術（音楽・舞踊・絵画・書等）の企画、立案、斡旋事業。
- (4) 日本企業の各施設への視察、研修の企画、立案、斡旋事業。

\*平成21年12月18日付けで東京都にNPO法人を申請し認証待ちです。

2009.12.28 現在